

番 号：諮問第171号

答申日：令和元年9月11日

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、「公文書開示請求中の『公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項』欄の記載だけでは請求の対象となる公文書の特定が不十分である」として行った非開示決定は、本来「作成又は取得してない」として非開示決定を行うべきであったが、結論において取り消す必要までは認められない。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年8月7日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、公文書開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄の記載だけでは、公文書の特定が不十分であり、補正を求めたが、補正されなかったため、異議申立人に対し、開示決定等期限延長通知を行った上で、公文書開示請求中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄の記載だけでは請求の対象となる公文書の特定が不十分であるとの理由で、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年10月9日付け地政第04170002号の16で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年10月15日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、非開示情報が記録されている場合を除き、公文書を開示しなければならないという条例第7条の規定に違反するので、直ちに本件処分を取り消し、特定し直した上で開示を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書準備文書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 県が保有する情報は、県民の共有する財産であり、これを広く公開することは、公正で民主的な開かれた県政を推進するために不可欠である。
- (2) 個人の正当な権利利益を侵害することがないように、個人に関する情報についても最大限に保護しつつ、県民の「知る権利」を尊重し、県が保有する情報を広く県民に公開し、県の機関の有するその諸活動を県民に「説明する責務」が全うされるようにする公正で民主的な開かれた県政が求められている。
- (3) 開示請求書に形式上の不備があるときは相当の期間内に、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

平成21年9月25日地づ第159号の認証書は大字船戸の一部(403)地区に対するものであるが、認証書には地区コード「403」という記述はない。しかし、異議申立人が開示請求によりすでに所有する公文書により、(403)地区に対する認証書であることが確認できる。

よって、実施機関はこのことを異議申立人に伝え、併せて補正請求の可能性も考えて、「当該認証書には、作成年月日や403、303の番号は記載されていないため、補正を求めます」という内容の補正通知を行ったが、補正がなく、再度補正通知を行ったが、補正されなかったため、本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関によると、平成21年9月25日地づ第159号の認証書は、(403)地区に対するものであることを教示した上で、当該認証書には作成年月日や403、303の番号は記載されていないことから補正の可能性も考慮し、補正通知書を3回送付したが、異議申立人は補正を行わなかったため、結果的に異議申立人が請求している公文書を特定することができなかったと説明する。

しかし、実施機関は、対象公文書を(403)地区に対する認証書であると特定しているのであるから、当審査会は、異議申立人が補正を行わず、公文書が特定できないとの理由で非開示決定を行うのではなく、地区コードや作成年月を記載する認証書はないということで「作成又は取得していない」との理由で非開示決定を行うべきであったと考える。ただし、迅速な最終決定に資するとの観点からは、改めて「作成又は取得していない」との理由で非開示決定をするまでもないと思料され、実施機関の行った本件処分は、結論として取り消す必要までは認められない。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成27年10月22日	○諮問（実施機関）

平成 27 年 11 月 5 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 27 年 11 月 13 日	○異議申立人からの意見書準備文書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 12 月 26 日	○審議
平成 31 年 1 月 7 日	○実施機関からの資料を受理
平成 31 年 2 月 12 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 31 年 2 月 18 日	○実施機関からの資料を受理
平成 31 年 3 月 6 日	○審議
平成 31 年 3 月 27 日	○審議
令和元年 7 月 2 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 8 月 7 日	平成 21 年 9 月 25 日地づ第 159 号認証書に記載する審査の結果「誤りがないと認める」成果の名称『岩出市船戸の一部地区の地籍図』には「403」と「303」の 2 種類ある。当該認証書は平成 17 年 3 月作製 403 か、平成 16 年 3 月作製 303 か作成年月の記載する認証書の開示。